

令和 3 年

東濃中部病院事務組合議会
第 1 回臨時会会議録

令和 3 年 6 月 22 日開会
同日 閉会

東濃中部病院事務組合議会

令和3年第1回東濃中部病院事務組合議会臨時会会議録目次

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	3
議会事務局職員出席者	3
開 会	3
・ 日程第1 仮議席の指定について	5
・ 日程第2 議長の選挙について	5
・ 日程第3 副議長の選挙について	6
・ 日程第4 議席の指定について	7
・ 日程第5 会議録署名議員の指名	7
・ 日程第6 会期の決定	7
・ 諸般の報告	7
・ 日程第7 議員提出第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）	7
提案理由説明者 7番 小木曾光佐子君	7
・ 日程第8 議員提出第2号（上程・説明・質疑・討論・採決）	8
提案理由説明者 5番 西尾隆久君	8
・ 日程第9 議員提出第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）	9
提案理由説明者 6番 山下千尋君	9
・ 日程第10 議第1号から日程第23 議第14号（一括上程・説明）	10
概要（管理者 加藤土岐市長）	11
議第1号（小木曾事務局長）	12
議第2号（ 〃 ）	14
議第3号（ 〃 ）	16
議第4号（ 〃 ）	16
議第5号（ 〃 ）	16
議第6号（ 〃 ）	16
議第7号（ 〃 ）	16
議第8号（ 〃 ）	17
議第9号（ 〃 ）	17

議第10号 (小木曾事務局長)	17
議第11号 (")	17
議第12号 (")	17
議第13号 (")	18
議第14号 (")	18
・日程第10 議第1号から日程第11 議第2号 (質疑)	18
・日程第12 議第3号から日程第23 議第14号 (質疑)	20
・日程第10 議第1号 (討論・採決)	21
・日程第11 議第2号 (討論・採決)	21
・日程第12 議第3号 (討論・採決)	21
・日程第13 議第4号 (討論・採決)	22
・日程第14 議第5号 (討論・採決)	22
・日程第15 議第6号 (討論・採決)	22
・日程第16 議第7号 (討論・採決)	23
・日程第17 議第8号 (討論・採決)	23
・日程第18 議第9号 (討論・採決)	23
・日程第19 議第10号 (討論・採決)	24
・日程第20 議第11号 (討論・採決)	24
・日程第21 議第12号 (討論・採決)	24
・日程第22 議第13号 (討論・採決)	25
・日程第23 議第14号 (討論・採決)	25
・日程第24 議第15号 (上程・説明・質疑・討論・採決)	25
・日程第25 議第16号 (上程・説明・質疑・討論・採決)	27
閉 会	28

令和3年第1回東濃中部病院事務組合議会臨時会会議録

議 事 日 程

令和3年6月22日（火）午前9時開議

- 第 1 仮議席の指定について
- 第 2 議長の選挙について
- 第 3 副議長の選挙について
- 第 4 議席の指定について
- 第 5 会議録署名議員の指名について
- 第 6 会期の決定について
- 第 7 議員提出第1号 東濃中部病院事務組合議会会議規則について
- 第 8 議員提出第2号 東濃中部病院事務組合事務局設置条例について
- 第 9 議員提出第3号 地方自治法第180条に基づき管理者において専決することのできる事項
について
- 第10 議第 1号 専決処分の報告及び承認について
 - 専第 1号 東濃中部病院事務組合公告式条例について
 - 専第 2号 東濃中部病院事務組合事務局設置条例について
 - 専第 3号 東濃中部病院事務組合職員定数条例について
 - 専第 4号 東濃中部病院事務組合職員の分限に関する条例について
 - 専第 5号 東濃中部病院事務組合職員の定年等に関する条例について
 - 専第 6号 東濃中部病院事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例について
 - 専第 7号 東濃中部病院事務組合の休日定める条例について
 - 専第 8号 東濃中部病院事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例について
 - 専第 9号 東濃中部病院事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例について
 - 専第10号 東濃中部病院事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例につい
て
 - 専第11号 東濃中部病院事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬
並びに費用弁償に関する条例について
 - 専第12号 東濃中部病院事務組合職員等の旅費に関する条例について
 - 専第13号 東濃中部病院事務組合指定金融機関の指定について
- 第11 議第 2号 令和3年度東濃中部病院事務組合一般会計予算について
- 第12 議第 3号 東濃中部病院事務組合議会定例会の回数を定める条例について
- 第13 議第 4号 東濃中部病院事務組合監査委員条例について

- 第14 議第 5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例について
- 第15 議第 6号 東濃中部病院事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について
- 第16 議第 7号 東濃中部病院事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について
- 第17 議第 8号 東濃中部病院事務組合財政事情の作成並びに公表に関する条例について
- 第18 議第 9号 東濃中部病院事務組合情報公開条例について
- 第19 議第10号 東濃中部病院事務組合個人情報保護条例について
- 第20 議第11号 東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例について
- 第21 議第12号 東濃中部病院事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例について
- 第22 議第13号 東濃中部地域新病院建設基本構想・基本計画策定委員会設置条例について
- 第23 議第14号 東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規約について
- 第24 議第15号 東濃中部病院事務組合監査委員の選任同意について
- 第25 議第16号 東濃中部病院事務組合監査委員の選任同意について
-
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 仮議席の指定について
- 日程第 2 議長選挙について
- 日程第 3 副議長選挙について
- 日程第 4 議席の指定について
- 日程第 5 会議録署名議員の指名について
- 日程第 6 会期の決定について
- 日程第 7 議員提出第1号から日程第9 議員提出第3号
- 日程第10 議第1号から日程第25 議第16号
-
-

出席議員 10名

- | | | | |
|----|-------|-----|---------|
| 1番 | 水石玲子君 | 6番 | 山下千尋君 |
| 2番 | 水野哲男君 | 7番 | 小木曾光佐子君 |
| 3番 | 後藤久男君 | 8番 | 加藤輔之君 |
| 4番 | 楓博元君 | 9番 | 舘林辰郎君 |
| 5番 | 西尾隆久君 | 10番 | 柴田増三君 |

欠席議員 なし

説明のため出席した者の職氏名

管 理 者 加 藤 淳 司 君

副 管 理 者 水 野 光 二 君

事 務 局 長 小 木 曾 博 久 君

議会事務局職員出席者

書 記 亀 谷 栄 聡 君

書 記 吉 田 和 史 君

午前 9時00分開会

○事務局書記（亀谷栄聡君） おはようございます。

皆様にはご多用のところご参集賜り、誠にありがとうございます。

本日は東濃中部病院事務組合設立後、最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、館林辰郎議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

館林辰郎議員、議長席にお着き願います。

〔臨時議長 議長席に着く〕

○臨時議長（館林辰郎君） おはようございます。

ただいま紹介されました、館林辰郎でございます。

本日招集されました令和3年第1回東濃中部病院事務組合議会臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

地方自治法第107条の規定により、議員の中で年長者ということで臨時議長を務めさせていただきますが、議長選挙の終わるまでの間の議長となりますので、その間はよろしくお願いたします。

さて、コロナ感染の激しい中で、この地域においてもまん延防止措置が解除されましたが、まだまだ油断を許すことはできないと思っております。本日も様々な措置をとっておりますので、皆様のご協力をお願いし、議事を進行させて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

初めに、報道機関からの写真撮影の申し出があり、これを許可しますのでよろしくお願いいたします。

ここで、管理者からご挨拶をいただきたいと存じます。

土岐市長、加藤淳司君。

〔管理者 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は、令和3年第1回東濃中部病院事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

先般、岐阜県のまん延防止等重点措置区域の指定が解除されましたが、1年以上にわたるこのコロナ禍で、医療提供体制の問題や課題なども浮き彫りになった感がございます。今回のような非常時にどう対応していくのか、また、将来にわたり、人口が減少し続ける社会にあつて、地域医療を「持続可能な形」でどう提供していくのか、時代に合わせて再構築していくことが我々の責務であろうと考えております。

議員の皆様方には、瑞浪市、土岐市両地域の広域的な視点から、そして中長期的な将来像を描く大局的な見地から、活発なご議論を交わしていただきますとともに、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

さて、今議会には全部で16件の議案を提出させていただきました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（館林辰郎君） ありがとうございます。

もう一方、副管理者であります瑞浪市長、水野光二君のご挨拶をいただきたいと思います。

〔副管理者 水野光二君登壇〕

○副管理者（瑞浪市長 水野光二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまご紹介いただきました、副管理者を務めさせていただきます、瑞浪市長の水野でございます。

私は、今日を迎えるにあたって感慨深いところがありますが、平成28年4月に地域医療構想における東濃中部の医療を考える研究会を立ち上げまして、それから5年が経過しました。そして、本日こういった形で東濃中部病院事務組合の議会が初日を迎えたということでございまして、本当に感慨もひとしおでございます。このような形で話を進めることができたのも、土岐市議会、瑞浪市議会、そして、両市の皆様のご理解があったわけでありまして、JA岐阜厚生連さん、そして土岐医師会さんなど各方面の関係者の方々のご理解もいただき、本日、議会の開会となったわけでございます。この新病院の建設は当然、土岐市民、瑞浪市民のための医療提供体制が第一でございますが、さらに大きく視野を広げますと、東濃5市の医療提供体制を見据えた、ある面ではセンター化された病院を建設しなければいけないのではないかと考えています。

どうか議員の皆様におかれましては、先ほど土岐市長がおっしゃられたように、大所、高所そして大局に立って、20年後、30年後を見据えた医療提供体制がどうあるべきなのかしっかりと考えて頂く中で、忌憚のないご意見、そして慎重審議をいただきまして、この議会が運営され、上程される議案が議決いただきますことをお願い申し上げます、私の冒頭のあいさつとさせていただきます。これから皆様には大変お世話になりますが、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（館林辰郎君） ありがとうございます。

○臨時議長（館林辰郎君） それでは、ただ今から令和3年第1回東濃中部病院事務組合議会臨時会を開会いたします。

○臨時議長（館林辰郎君） お諮りします。議事進行につきましては、東濃中部病院事務組合議会会議規則が制定されておられませんので、土岐市議会会議規則ほか土岐市の関係規定を準用して進行したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（館林辰郎君） 異議なしとありましたので議事を進めさせていただきます。

○臨時議長（館林辰郎君） 日程第1 仮議席の指定についてを議題といたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（館林辰郎君） 異議なしと認めます。仮議席につきましては只今ご着席の議席といたします。

○臨時議長（館林辰郎君） 次に、日程第2 議長選挙についてを議題といたします。

お諮りします。議長選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（館林辰郎君） 異議なしと認めます。よって、選出の方法は指名推選と決しました。

お諮りします。指名の方法は議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（館林辰郎君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

私から、議長に、加藤輔之君を指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（館林辰郎君） 異議なしと認めます。よって、当議会の議長に加藤輔之君が当選されました。ただいま、議長に当選されました加藤輔之君が議場におられますので、本席から、当選を告知いたします。

ここで議長に当選されました加藤輔之君をご紹介申し上げます。加藤輔之君、登壇の上、ご挨拶願います。

〔議長 加藤輔之君登壇〕

○議長（加藤輔之君） おはようございます。

ただいま、議員各位のご推挙により、議長の職を務めることになりました加藤輔之でございます。一言ご挨拶申し上げます。

令和3年6月1日に東濃中部病院事務組合が発足し、いよいよ新病院の建設への第一歩が始まることとなりました。世間ではまだ新型コロナウイルスの感染がある中で、従来型ウイルスから変異株ウイルスへの置き代わりによる感染拡大など不安要素もある一方で、高齢者へのワクチン接種も始まっており、地域によっては高齢者への接種も概ね完了し、一般世代のワクチン接種も始まりつつあり、感染拡大への歯止めが期待されるころではありますが、皆様におかれましても体調管理には日頃より十分留意していただきたいと存じます。

さて、今臨時会は病院事務組合発足後初の議会開催となります。令和3年度当初予算など重要な案件が提案されております。慎重にして十分なる審議を尽くし、議会の責務を果たしたいと思っておりますので、議事運営には格別のご協力をお願いしまして、ご挨拶とさせていただきます。

○臨時議長（館林辰郎君） ただ今ごあいさつがありましてとお礼、新議長が誕生いたしましたので、ここで議長席を交代させていただきます。皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。

〔新議長 議長席に着く〕

○議長（加藤輔之君） ただ今ごあいさつを申し上げたとおり、議事運営につきましては、議員各位の格別のご協力のほどよろしく御礼申し上げます。

それでは、ただいまから議長の職をとらせていただきます。

○議長（加藤輔之君） それでは、日程第3 副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。副議長選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 異議なしと認めます。よって、選出の方法は指名推選と決しました。

お諮りします。指名の方法は議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

私から、副議長に、水野哲男君を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 異議なしと認めます。よって、水野哲男君が、副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました水野哲男君が議場におられますので、本席から、当選を告知いたします。

ここで、副議長に当選されました水野哲男君をご紹介します。水野哲男君、ご挨拶願います。

〔副議長 水野哲男君登壇〕

○副議長（水野哲男君） ただいま、本組合議会の副議長に選任をいただきました水野でございます。

この上なく光栄に存じますとともに、その責任の重大さに大変身の引き締まる思いをしております。誠心誠意、職責を全うし、議長とともに円滑な議会運営に努力いたす所存でございます。

今後とも、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（加藤輔之君） ありがとうございます。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第4 議席の指定についてを議題といたします。

各議員の議席は、議長において、ただいまご着席のとおりと指定いたします。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第5 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、水石玲子君及び後藤久男君を指名いたします。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第6 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（加藤輔之君） この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。

○事務局書記（亀谷栄聡君） 諸般の報告をいたします。

本日の会議に説明員として出席報告のありました方々の職・氏名一覧表をお手元に配付しておきましたので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第7 議員提出第1号 東濃中部病院事務組合議会会議規則についてを議題とします。

本件について、提案の理由及び議案の説明を求めます。

7番 小木曾光佐子君。

〔7番 小木曾光佐子君登壇〕

○7番（小木曾光佐子君） それでは議員提出第1号 東濃中部病院事務組合議会会議規則について、提案理由の説明を申し上げます。

本規則は、議会運営上の手続き及び規律等を定めるため、楓博元君の賛同を得て、提出するものであります。

制定の内容につきましては、両市議会会議規則を参考にし、必要な規定を盛り込むとともに地方自治

法第100条第12項の規定による、議案の審査または議会の運営に関し協議又は調整を行う場として、全員協議会を設けることを定めようとするものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（加藤輔之君） それでは質疑を行います。

ただ今のところ質疑の通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま質疑の終結いたしました議員提出第1号議案について、討論の後、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） ご異議なしと認め、本件は討論の後、採決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある方は、休憩中に通告書を提出してください。

午前 9時22分休憩

午前 9時22分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議員提出第1号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第8 議員提出第2号 東濃中部病院事務組合議会事務局設置条例についてを議題とします。

本件について、提案の理由及び議案の説明を求めます。

5番 西尾隆久君。

〔5番 西尾隆久君登壇〕

○5番（西尾隆久君） それでは議員提出第2号 東濃中部病院事務組合議会事務局設置条例について

提案理由の説明を申し上げます。

本事項は、地方自治法第138条第2項の規定に基づき、組合議会に事務局を置き、事務局長及びその他の職員を配置することを定めるため、館林辰郎君の賛同を得て、提出するものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（加藤輔之君） それでは質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま質疑の終結いたしました議員提出第2号議案について、討論の後、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 異議なしと認め、本件は討論の後、採決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある方は、休憩中に通告書を提出してください。

午前 9時25分休憩

午前 9時25分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議員提出第2号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第9 議員提出第3号 地方自治法第180条に基づき管理者において専決することのできる事項についてを議題とします。

本件について、提案の理由及び議案の説明を求めます。

6番 山下千尋君。

〔6番 山下千尋君登壇〕

○6番（山下千尋君） それでは議員提出第3号 地方自治法第180条に基づき管理者において専決

することのできる事項について提案理由の説明を申し上げます。

本事項は地方自治法第96条の規定による議会の議決事件の内、軽易な事項について、組合管理者において専決することのできる事項を定めるため、水石玲子君の賛同を得て、提出するものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長（加藤輔之君） それでは質疑を行います。

ただ今のところ質疑の通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま質疑の終結いたしました議員提出第3号議案について、討論の後、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） ご異議なしと認め、本件は討論の後、採決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある方は、休憩中に通告書を提出してください。

午前 9時28分休憩

午前 9時28分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議員提出第3号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第10 議第1号 専決処分の報告及び承認についてから日程第23 議第14号 東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規約についてまでの14件を一括して議題とします。

提案の理由及び議案の説明を求めます。

管理者 土岐市長 加藤淳司君。

〔管理者 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） それでは、令和3年第1回東濃中部病院事務組合議会臨時会が開催され、諸議案の審議をお願いするに当たりまして、所信の一端を述べさせていただきます。

平成28年度に開催された「地域医療構想における東濃中部の医療を考える研究会」から端を発した話し合いから、令和2年度末に土岐市、瑞浪市、JA岐阜厚生連の三者覚書締結により、いよいよ2病院を統合し、公設民営形態での新たな病院建設を目指していくこととなりました。世間ではこのコロナ禍で医療体制が危機的な状況に陥るなど、混乱した中ではありますが、医療を提供する側として、新病院には感染症対策も考慮した病院づくりをしていきたいと考えております。

それでは、提案いたします案件につきまして、その概要をご説明いたします。ご審議をお願いします案件は、予算関係1件、条例関係1件、その他の案件2件、合計14件でございます。

初めに、議第1号 専決処分の報告及び承認についてでございます。

令和3年6月1日より発足しております東濃中部病院事務組合において、行政事務執行のため必要最小限な事項について、6月1日付で定めておかなければならない条例等につきまして13件の専決を行ったものであります。

次に、議第2号は令和3年度東濃中部病院事務組合一般会計予算でございます。

予算総額は8,585万9,000円であります。令和3年度当初予算の主な事業の内容については、敷地測量・地質調査業務委託や造成基本設計委託や基本構想・基本計画策定業務委託の債務負担行為、後にお諮りいただきます監査委員や個人情報保護審査委員などの委員に係る報酬などを計上するものでございます。

続きまして、議第3号から議第13号までの11議案は、条例に関するものでございます。

議第3号 東濃中部病院事務組合議会定例会の回数を定める条例については、年2回と定めるものであります。

議第4号 東濃中部病院事務組合監査委員条例については、組合に監査委員事務局を置くことに関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例については、議会事務局及び監査委員事務局の職員も兼務させようとするため、この条例を定めようとするものであります。

議第6号 東濃中部病院事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例については、土岐市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を準用し、必要な事項を定めようとするものであります。

議第7号 東濃中部病院事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例については、土岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を準用し、必要な事項を定めようとするものであります。

議第8号 東濃中部病院事務組合財政事情の作成並びに公表に関する条例については、病院事務組合

の財政事情を公表するために、必要な事項を定めようとするものであります。

議第9号 東濃中部病院事務組合情報公開条例については、組合行政における透明性の向上を図るため、必要な事項を定めようとするものであります。

議第10号 東濃中部病院事務組合個人情報保護条例については、病院事務組合が保有する個人情報の保護について必要な事項を定めようとするものであります。

議第11号 東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例については、情報公開、個人情報保護条例に基づき設置される審査会について、組織や調査審議手続き等の必要事項を定めようとするものであります。

議第12号 東濃中部病院事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例については、管理者等が損害賠償責任の一部を免責することについて必要な事項を定めようとするものであります。

議第13号 東濃中部地域新病院建設基本構想・基本計画策定委員会設置条例については、基本構想・基本計画策定にあたり、管理者の附属機関として、管理者の諮問に応じて調査及び審議を行うため、必要な事項を定めようとするものであります。

議第14号 東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規約については、特別地方公共団体である病院事務組合においては公平委員会を独自に設置せず、他の地方公共団体にその事務を委託できることから、岐阜県と委託に関する規約について必要な事項を定めようとするものであります。

以上が、ご審議をお願いいたします案件の概要でございます。

詳細につきましては、これより事務局長がご説明いたしますので、よろしくご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 小木曾博久君。

[事務局長 小木曾博久君登壇]

○事務局長（小木曾博久君） 本日の議案集の23ページをお願いします。

それでは、議第1号 専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

本件は、東濃中部病院事務組合の設立に伴い、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法179条第1項の規定により管理者において専決処分した事項につきまして、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専第1号から専第13号まで要点のみご説明いたします。なお、この後、議第14号までの説明につきましても、議案の朗読を省略し、提案の内容についての説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

24ページをお願いします。

専第1号 東濃中部病院事務組合公告式条例についてでございます。

次のページに条文を記載しております。本件は、地方自治法第16条の規定に基づき、組合が定める条

例の公布等に関し、必要な事項を定めたものであります。

27ページをお願いします。

専第2号 東濃中部病院事務組合事務局設置条例についてでございます。

次のページに条文を記載しております。本件は地方自治法第158条第1項の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を分掌させるため、組合に事務局を置くことを定めたものでございます。

29ページをお願いします。

専第3号 東濃中部病院事務組合職員定数条例についてでございます。

次のページに条文を記載しております。本件は、組合事務局に常時勤務する一般職の職員の定数を定めたものであり、その定数は3名としております。

31ページをお願いします。

専第4号 東濃中部病院事務組合職員の分限に関する条例についてでございます。

次のページに条文を記載しております。本件は、地方公務員法第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の分限に関して条例で定めなければならないため定めるものであり、土岐市職員の分限に関する条例を準用するものであります。

33ページをお願いします。

専第5号 東濃中部病院事務組合職員の定年等に関する条例についてでございます。

次のページに条文を記載しております。本件は、地方公務員法第28条の2第1項から第3項及び同法第28条の3の規定に基づき、職員の定年に関して条例で定めなければならないため定めるものであり、土岐市職員の定年等に関する条例を準用するものであります。

35ページをお願いします。

専第6号 東濃中部病院事務組合職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例についてでございます。

次のページに条文を記載しております。本件は、地方公務員法第29条第4項の規定に基づき、職員の懲戒及び手続き及び効果を条例で定めなければならないため定めるものであり、土岐市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例を準用するものであります。

37ページをお願いします。

専第7号 東濃中部病院事務組合の休日を守る条例についてでございます。

次のページに条文を記載しております。本件は、組合の休日について定めるもので、土岐市の休日を守る条例を準用するものであります。

39ページをお願いします。

専第8号 東濃中部病院事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例についてでございます。

次のページに条文を記載しております。本件は、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間及び休暇に関して条例で定めなければならないため定めるものであり、土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例を準用するものであります。

41ページをお願いします。

専第9号 東濃中部病院事務組合職員のサービスの宣誓に関する条例についてでございます。

次のページに条文を記載しております。本件は、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関して条例で定めなければならないため定めるものであり、土岐市職員のサービスの宣誓に関する条例を準用するものであります。

43ページをお願いします。

専第10号 東濃中部病院事務組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例についてでございます。

次のページに条文を記載しております。本件は、地方公務員法第35条の規定に基づく職員の職務に専念する義務の特例に関して、土岐市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を準用することを定めたものであります。

45ページをお願いします。

専第11号 東濃中部病院事務組合議員の議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償に関する条例についてでございます。

次のページに条文を記載しております。本件は、地方自治法第203条並びに同法第203条の2に規定する議員報酬及びその他非常勤の特別職職員の報酬並びに費用弁償について定めるものであります。別表にもあるとおり、組合議員においては年額を7,000円、監査委員についてはそれぞれ年額2万4,000円、1万2,000円と定めるものであります。

48ページをお願いします。

専第12号 東濃中部病院事務組合職員等の旅費に関する条例についてでございます。

次のページに条文を記載しております。本件は、職員の旅費に関して土岐市職員等の旅費に関する条例を準用して、必要な事項を定めたものであります。

50ページをお願いします。

専第13号 東濃中部病院事務組合指定金融機関の指定についてでございます。

本件は、地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、株式会社十六銀行を東濃中部病院事務組合の指定金融機関に指定したものでございます。令和3年6月から令和4年9月までを十六銀行、令和4年10月から令和6年9月までを東濃信用金庫を指定金融機関と指定し、以降は支障のない限り十六銀行、東濃信用金庫の順番で2年ごとに交代するものであります。

それでは、次に議案集別冊の令和3年度東濃中部病院事務組合予算書をお願いいたします。

議第2号 令和3年度東濃中部病院事務組合一般会計予算でございます。

令和3年度の東濃中部病院事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8,585万9,000円と定めるものでございます。

内容は事項別明細書でご説明いたします。

第2条は債務負担行為で、第2表 債務負担行為でご説明いたします。

第3条は歳出予算の流用で、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるもの
でございます。

2ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

新病院建設基本構想・基本計画策定業務について、事業等の実施が、複数年にまたがるため債務負担行
為を計上するもので、期間、限度額は記載のとおりでございます。

次に歳入歳出予算について事項別明細書で説明いたしますので、4ページをお願いいたします。

歳入について、ご説明いたします。

第1款、分担金及び負担金、1項、負担金は、構成市からの負担金を計上いたしました。

5ページをお願いいたします。

歳出について、ご説明いたします。

第1款議会費、1項議会費、1目議会費8万6,000円は、組合議会議員報酬及び事務局に要する経
費を計上いたしました。

第2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費3,374万円は、職員の人件費負担金及び組合ホー
ムページ作成業務委託料などを計上いたしました。

2項監査委員費5万2,000円については、監査委員に要する経費について計上いたしました。

第3款衛生費、1項病院費、1目病院建設費5,098万1,000円は敷地造成基本設計業務委託等
に要する費用について計上いたしました。

第4款予備費100万円は、不測の経費に対処するため所要額を計上いたしました。

事項別明細書の説明欄に詳細を記載しておりますので、後ほどお目通しください。

8ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。

組合議会議員報酬5万9,000円、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬17万7,000円、監
査委員報酬3万円、基本構想策定委員報酬87万円を記載しています。組合事務局職員については予算
科目上負担金に分類されておりますので、給与費明細書には計上されておられません。

9ページをお願いいたします。

先ほど2ページでもご説明させていただきましたが、令和3年度から令和4年度にかけて債務負担行
為を行う事項についてでございます。

10ページをお願いいたします。

東濃中部病院事務組合構成市負担金明細書でございます。

前年4月1日現在の人口を基準として、歳出総額を各市人口比で乗じた数字となります。

以上でございます。

それでは、引き続き議案集にお戻りいただいて、52ページをお願いいたします。

議第3号 東濃中部病院事務組合議会定例会の回数を定める条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合議会定例会の回数を定める条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由は、組合議会の定例会回数を定めるものであり、その回数を年2回と定めるものであります。

なお、召集時期につきましては、規則において10月と2月に定める予定としております。

54ページをお願いします。

議第4号 東濃中部病院事務組合監査委員条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合監査委員条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由は、監査委員に関して、地方自治法第200条第2項及び第3項の規定に基づき事務局を置き、その事務局に事務局長及び書記を置くことを定めるものであります。

57ページをお願いします。

議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合職員定数条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由は、専第3号で病院事務組合職員定数を定めたところではありますが、先ほどの議員提出第2号にありますとおり、議会事務局を設置する必要があること、同じく議第4号にありますとおり、監査委員会事務局を設置する必要があることから、病院事務組合職員に議会事務局並びに監査委員事務局の職員を兼務させることを可能とするため条例の全部を改正するものであります。

59ページをお願いします。

議第6号 東濃中部病院事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由は、議会の議員その他非常勤の職員に対して、その公務上の災害又は通勤による災害等補償範囲や種類を定めるとともに、その補償についての審査を行う審査会の設置について定めるものであり、土岐市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を準用するものであります。

61ページをお願いします。

議第7号 東濃中部病院事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由は、組合議会に付すべき契約、財産取得、財産処分に関して定めるものであり、土岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例を準用するものであります。本件は、地方自

治法第96条第1項第5号を根拠に、予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造請負契約、同第8号に基づき予定価格が2,000万円以上の財産の取得又は処分に対して議会の議決に付きなければならないことについて定めるものであります。

63ページをお願いします。

議第8号 東濃中部病院事務組合財政事情の作成並びに公表に関する条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合財政事情の作成並びに公表に関する条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由は、地方自治法第243条の3第1項の規定により、文書の作成並びに公表に関して、年2回行うことについて必要な事項を定めるものであります。

66ページをお願いします。

議第9号 東濃中部病院事務組合情報公開条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合情報公開条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由は、組合を組織する地方公共団体の区域内の住民が、組合行政運営について知る権利を具体的に保障し、組合行政における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、公文書の開示請求手続きや開示の実施方法、開示内容に不服がある場合の審査請求など必要な事項を定めるものであります。

77ページをお願いします。

議第10号 東濃中部病院事務組合個人情報保護条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合個人情報保護条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由は、組合の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を保障することにより、もって個人の権利利益を保護することを目的とし、個人情報の適正な取扱いの確保について必要な事項を定めるものであります。

95ページをお願いします。

議第11号 東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由は、議第8号及び9号にてご説明させていただきました、情報公開、個人情報保護条例に基づき設置される審査会において、組織や調査審議手続きに関して必要な事項を定めるものであります。

100ページをお願いします。

議第12号 東濃中部病院事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、管理者、副管理者、監査委員、職員が職務を行うことについて善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から職区分に応じた割合で免責されることを定めるものであります。

102ページをお願いします。

議第13号 東濃中部地域新病院建設基本構想・基本計画策定委員会設置条例についてご説明いたします。

東濃中部地域新病院建設基本構想・基本計画策定委員会設置条例を別紙のように定めるものとする。

提案理由は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、管理者の附属機関として、東濃中部地域新病院建設基本構想・基本計画策定委員会を立ち上げるために必要な事項を定めるものであります。

105ページをお願いします。

議第14号 東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規約についてご説明いたします。

東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規約を別紙のように定めるものとする。

提案理由は、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、病院事務組合単独で公平委員会を置かず、その事務を岐阜県へ委託するために、この規約を定めようとするものであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤輔之君） これより議案を分割して、質疑を行います。

日程第10 議第1号 専決処分の報告及び承認についてから日程第11 議第2号 令和3年度東濃中部病院事務組合一般会計予算についての2件について質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

6番 山下千尋君。

〔6番 山下千尋君登壇〕

○6番（山下千尋君） それでは、通告に従いまして、議第2号 令和3年度東濃中部病院事務組合一般会計予算について質問いたします。

1点目、予算説明書6ページ3款1項1目 病院建設費についてです。

土岐市及び瑞浪市医療体制審議会が今年1月に土岐市、瑞浪市両市長に答申した内容は、建設候補地は最適な候補地であるとしながらも、審議会での意見募集において提出された意見を十分に精査し、対応することという付帯事項が付されました。提出された意見には建設候補地の地盤への懸念が挙がっており、病院建設地に含まれる敷地の測量、地質調査、造成基本設計の各委託業務において確実に不安を払しょくする必要があると考えます。各業務委託にはどのような内容が含まれ、どのようなスケジュールで実施されるかお尋ねいたします。

次に、9ページ 債務負担行為 基本構想・基本計画策定委託業務に関しまして、先ほどの付帯事項に精査、対応を求める中には、市民との意見交換や市民意見の反映を求める意見が多く挙がっています。新病院の骨格となる基本構想・基本計画の策定においては特に市民の声を反映していく必要があると考え

ますが、コロナ渦では集会等に一定の制限がかかることが予想されます。そんな中、基本構想及び基本計画の策定はどのような工程で進められていくのか、そして、市民意見の反映はどのような手法で行われるのか、策定工程で行われていくのかお尋ねします。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 小木曾博久君。

○事務局長（小木曾博久君） それでは、山下議員の質問についてお答えさせていただきます。

まず、委託業務の内容と実施スケジュールはどのようなかということでございます。

内容は3つございます。敷地造成基本設計、敷地測量業務、敷地地質調査業務となっています。

敷地造成基本設計については、建設候補地はいわゆる鉾山跡地ということでございまして、平坦地ではございません。そこで土地に建物が建築できるよう平地にしなければなりません。そのための設計を行う業務ということでございます。

次に、敷地測量業務は、現在は、建設候補地を地形図や航空写真で見たものでしか把握しておらず、敷地の形もおおよそでしか把握しておりません。これを隣地との境界を確定することにより、建設候補地の正確な面積、土地形状を把握することによって、後に行う建築設計業務に生かすための業務となります。

次に、敷地地質調査業務は、場所に掛かる地質等を調査し、後に行う建物の構造計算の基礎資料となるための調査となります。

スケジュールについては令和3年度中の完了を予定しております。

つづきまして、基本構想及び基本計画の策定スケジュールはどのようなか、ということでございます。

基本構想・基本計画については策定業務委託を予定しており、公募型プロポーザルにより委託業者を選定する予定でございます。契約時期は8月下旬を予定しており、来年4月までのおよそ8か月の策定スケジュールで考えております。

それに付随しまして、市民意見を反映させるための手法と行程はどのようなかということでございます。まずは基本構想・基本計画の策定に際し、策定委員会を作り、その策定委員さんの中に市民意見を反映させる代表として、例えば両市の自治会役員の方などが想定されると思います。

市民意見を取り入れるということで、ワークショップを行いたいと考えております。また、パブリックコメントも実施して、市民意見も広く聴取したいと考えております。

○議長（加藤輔之君） 6番 山下千尋君。

○6番（山下千尋君） お答えいただいた点について、もう1点教えてください。

スケジュールについて教えて頂きましたが、各業務委託の業者選定は、どういった業者をどのように選ぶのかといったことをお伺いします。

2点目に市民参加の話ですが、計画の策定委員会には医療関係者等が多く含まれています。加えて連合自治会等を想定しているという話を頂きました。そうした中で、医療を受ける方、例えば高齢者の方や子供を抱える若者世代、これから子供を産もうとされる方、また、経営面からの意見を述べられる方、そ

うした方が策定委員会には含まれていないので、ワークショップを行われるということだが、参加者の中にどのような人を想定しているかお伺いします。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 小木曾博久君。

まず、委託業務のスケジュールについてお答えします。

現在想定しているスケジュール、敷地造成等の委託についてですが、本議会において当初予算可決後、すみやかに実施することを考えています。業者選定については指名競争入札になると思われしますので、その手続きを踏まえて契約となると考えています。

次に基本構想・基本計画のワークショップのメンバーはどのような人を想定しているか、という点についてお答えします。

両市の各団体、例えば、子育てサークル、老人クラブの団体等、老若男女さまざまな世代の団体に声掛けをさせて頂き、それぞれの代表に寄って頂いてワークショップを開催することを考えています。

○議長（加藤輔之君） 以上で通告による質疑は終了しました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 10番 柴田増三君。

○10番（柴田増三君） 質問ですけれども、先ほどのお答えの中で地質調査業務を場所の確定のために今年度中に行うということでしたが、その図面等の調査後のことはこの議会で示されるのでしょうか。

どれだけの地形でどこの地点をどのように調べたかということは議会で図面として公表されるのでしょうか。

○議長（加藤輔之君） 事務局長 小木曾博久君。

○事務局長（小木曾博久君） ただいまの件についてお答えします。

成果品等についてどういったことでどのようにお示しするのかということですが、そちらにつきましては調査業務が完了しましたら、全員協議会のお示しさせて頂きたいと思っております。

○議長（加藤輔之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認めます。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第12 議第3号 東濃中部病院事務組合議会定例会の回数を定める条例についてから日程第23 議第14号 東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規約についてまでの12件について質疑を行います。

ただ今のところ質疑の通告はありません。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（加藤輔之君） ただ今までに議題となり、質疑の終結いたしました議第1号専決処分の報告及び承認についてから議第14号東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規約についてまでの14件について、討論のある方は次の休憩中に通告書を提出してください。

審議の途中ではありますが、ここで10時30分まで休憩いたします。

午前 10時14分休憩

午前 10時30分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案を分割して、討論・採決を行います。

日程第10 議第1号専決処分の報告及び承認について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第1号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第11 議第2号 令和3年度東濃中部病院事務組合一般会計予算について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第2号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第12 議第3号 東濃中部病院事務組合議会定例会の回数を定める

条例について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第3号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第13 議第4号 東濃中部病院事務組合監査委員条例について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第4号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第14 議第5号 東濃中部病院事務組合職員定数条例について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第5号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第15 議第6号 東濃中部病院事務組合議会の議員その他非常勤の

職員の公務災害補償等に関する条例について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第6号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第16 議第7号 東濃中部病院事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第7号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第17 議第8号 東濃中部病院事務組合財政事情の作成並びに公表に関する条例について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第8号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第18 議第9号 東濃中部病院事務組合情報公開条例について討論

を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第9号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第19 議第10号 東濃中部病院事務組合個人情報保護条例について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第10号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第20 議第11号 東濃中部病院事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第11号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第21 議第12号 東濃中部病院事務組合管理者等の損害賠償責任

の一部免責に関する条例について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第12号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第22 議第13号 東濃中部地域新病院建設基本構想・基本計画策定委員会設置条例について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第13号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第23 議第14号 東濃中部病院事務組合と岐阜県との間の公平委員会の事務委託に関する規約について討論を行います。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第14号議案は、原案のとおり可決されました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第24 議第15号 東濃中部病院事務組合監査委員の選任同意につ

いてを議題といたします。

ここで、後藤久男君は、地方自治法第117条の規定により除斥を必要としますので、退席を求めます。

[後藤久男君退場]

○議長（加藤輔之君） 本件につきまして、提案の理由及び議案の説明を求めます。

管理者 土岐市長 加藤淳司君。

[管理者 加藤淳司君登壇]

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） これよりご審議をお願いいたします案件は人事案件でございます。議第15号 東濃中部病院事務組合監査委員の選任同意についてであります。

今回、監査委員として後藤久男さんを選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（加藤輔之君）

それでは質疑を行います。ただ今のところ質疑の通告はありません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま質疑の終結いたしました議第15号議案について、討論の後、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤輔之君） ご異議なしと認め、本件は討論の後、採決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある方は、休憩中に通告書を提出してください。

午前 10時45分休憩

午前 10時45分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第15号議案は、原案のとおり同意することに決しました。着席してください。

〔後藤久男君入場・復席〕

○議長（加藤輔之君） 次に、日程第25 議第16号 東濃中部病院事務組合監査委員の選任同意についてを議題といたします。

本件につきまして、提案の理由及び議案の説明を求めます。

管理者 土岐市長 加藤淳司君。

〔管理者 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） これよりご審議をお願いいたします案件は人事案件でございます。議第16号 東濃中部病院事務組合監査委員の選任同意についてであります。

今回、監査委員として 小栗孝信さんを選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（加藤輔之君） それでは質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま質疑の終結いたしました議第16号議案について、討論の後、採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） ご異議なしと認め、本件は討論の後、採決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

討論のある方は、休憩中に通告書を提出してください。

午前 10時48分休憩

午前 10時48分再開

○議長（加藤輔之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今のところ討論の通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤輔之君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤輔之君） 起立全員であります。

よって、議第16号議案は、原案のとおり同意することに決しました。着席してください。

○議長（加藤輔之君） 以上で、本日の日程の全てを終了いたしました。

閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

組合設立後、初めてとなります令和3年第1回臨時会は、議員の皆様の御協力によりまして、すべての日程を終えることができました。皆様の御協力に心から厚く御礼を申し上げます。

また、この度は、議員の皆様の御推挙、そして御支持をいただきまして、私と水野副議長が正副議長の要職につかせていただくことができました。私ども正副議長は、皆様の御期待にお応えするため、協力しながら公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

ここで、管理者土岐市長より、ご挨拶をお願いします。

〔管理者 加藤淳司君登壇〕

○管理者（土岐市長 加藤淳司君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

提案をさせていただきました議案は、いずれも原案通り可決、承認、同意をいただき、誠にありがとうございました。

さて、現在、新型コロナウイルスのワクチン接種が、全国自治体の最重要課題となっておりますが、同時に、行政、教育、産業などあらゆる分野において、ウィズコロナ、アフターコロナの新しい社会像を見据えた施策を講じていくことが求められております。

地域医療につきましても、国難ともいふべきこのコロナ禍に対処しつつ、時代にあった医療提供体制の構築を目指し、新しく生まれたこの一部事務組合において、議会の皆様方と知恵を出し合い、瑞浪、土岐両市民の皆様が、安心し、誇りに思える医療提供体制を作り上げてまいりたいと存じます。

まさに未来を創る仕事であり、命を守る仕事であります。今後とも議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（加藤輔之君） これをもちまして、令和3年第1回東濃中部病院事務組合臨時会を閉会といたします。

午前 10時52分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

東濃中部病院事務組合議会議長 加藤 輔 之

議 員 水 石 玲 子

議 員 後 藤 久 男